

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度予算 207億円の内数 (177億円の内数)

事業の目的

- 児童相談所の各業務においては、都道府県等により異なるが、一度簡易的に作成した記録を再度システム上に手入力する業務フローが多く、業務負担が重くなる要因の一つとなっている(※)。このことはさらに、十分な休憩時間や研修等の時間の確保を困難にすることにもつながっており、職員の質の向上の妨げともなっている。
(※) 令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童相談所におけるAI・ICT等を活用した業務効率化に関する調査研究」において、児童相談所職員は『調査・資料作成』に最も多くの時間を費やしており、児童福祉司のみの従事時間割合は、『面接・家庭訪問』や『調査・資料作成』、『移動・移送』に多くの時間が充てられている、と指摘されている。
- また、改正児童福祉法において、市町村は令和6年度からこども家庭センターを創設することが努力義務となっており、当該センターを中核として子育て世帯に対する包括的な支援体制を整備することとなるが、母子保健と児童福祉の分野横断的に支援する必要があることから、ケース記録の共有等を通じ、その相互連携を図る必要がある。
- このような、情報の入力・共有等の作業においてデジタル技術を活用することで、入力業務や報告業務の負担を軽減し、労働環境の改善や相談業務等の質の向上につながるるとともに、家庭訪問やケース検討の充実にもつなげ、全体として児童相談所やこども家庭センターの業務の改善を図る。
- 令和6年度において実施する調査研究で児童相談所等におけるデジタル技術の活用状況を把握した上で、児童相談所等における業務フローを全体的に見える化し、デジタル技術の活用により効率化すべき業務プロセスを特定する。その上で、最新技術を積極的に取り入れ、業務の最適化を図ることにより、児童相談所等のDXを推進する。

事業の概要

例えば、以下の業務を可能にするデジタル技術の導入を進める。

- ① 児童相談所(都道府県等)
 - ・一時保護状請求書(仮称)の発行(※)(既存のケース記録等と連携)
 - (※) 改正児童福祉法により、令和7年度から一時保護の開始時には一時保護状請求書(仮称)を作成し、裁判所に提出することにより裁判官の審査を受ける事務が発生することとなる。
 - ・電話・会議の文字起こし
 - ・外出先での業務環境の確保(ケース記録の閲覧等) 等
- ② こども家庭センター(市区町村)
 - ・母子保健・児童福祉両部門の効率的な情報の管理・閲覧、両部門間の情報共有や業務連携
 - ・児童相談記録システム(音声・文字認識等含む)の導入、各種住民情報等との連携機能の開発 等



実施主体等

【実施主体】

- ① 都道府県、指定都市、児童相談所設置市(児童相談所設置市への移行を計画している中核市及び特別区を含む。) ② 市区町村

【補助率】

- ① 国: 1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市: 1/2 ② 国: 1/2、市区町村: 1/2

【補助基準額】

- ① 1自治体当たり 15,000千円 ② 1市区町村当たり 30,000千円